

令和 8年 2月 5日

不在者投票用紙の誤交付について

他自治体滞在中の選挙人へ不在者投票用紙を送付する際に誤った宛名のシールを貼付したため、別人の不在者投票用紙と正しい不在者投票用紙を二重に送付していたことが選挙人からの問い合わせで発覚いたしました。

当該選挙人へは、誤って送付した書類については説明し、返送いただくことといたしました。

記

1 経過・内容

令和8年2月2日（月） 市外在住者A氏へ不在者投票用紙を送付

令和8年2月3日（火） 市外在住者B氏へ不在者投票用紙を送付

令和8年2月4日（水）

13時15分

市外在住A氏から市外在住B氏の不在者投票用紙が届いていると連絡が入る。

確認し改めてA氏に連絡することとした。

13時25分

確認の結果、A氏には本人分とB氏ものも誤って送付していたことを確認。

13時30分

A氏に連絡をし、B氏の不在者投票用紙を返送するよう依頼。返信用封筒を送付した。

18時05分

市外在住B氏に状況を説明し、個人情報である氏名が漏洩したこと、不在者投票用紙の送付が遅れたことを謝罪し、不在者投票用紙を送付した。

※両氏とも不在者投票で今後投票するとのこと。

2 原因

送付する際の確認が不十分であったため。

3 再発防止

これまでもダブルチェックを行っておりますが、ミスのないように再度確認を徹底します。

担当:選挙管理委員会事務局
局長 中野、次長 菅野
電話 024-525-3777(直通)